余裕期間制度（発注者指定方式）特記仕様書

Ｒ７.３.１７版

第１条　受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事（発注者指定方式）であり、工期に関する事項（全体工期、余裕期間、工事の始期、工事の終期）を発注者が示す工事である。

２　契約締結日から工事の始期の前日までの余裕期間内は、監理技術者等を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資機材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等の準備行為を含む工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責任により行うものとする。

３　コリンズ（CORINS）への登録については、契約工期は全体工期を、技術者の従事期間は、工期（工事の始期から終期）とし、余裕期間は含まないものとする。

４　受注者は、工事の始期の前日までに、工事に従事する技術者を決定し、「工事施工計画書および現場代理人等通知書」により発注者に通知しなければならない。